

三面発電所 PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託（収集運搬）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、三面発電所 PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託の収集運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本仕様書は、新潟県発電管理センター所長が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度PCB」という）を含有している絶縁油等の処理のうち運搬業務を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。委託期間中に運搬業務に係る全ての手続が完了すること。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に運搬業務を履行しなければならない。

（廃棄物及び予定数量）

第5条 運搬業務の対象となる低濃度PCB廃棄物の性状及び予定数量は次のとおり。

- （1） 計器用変圧変流器（VCT）1台 総重量2800kg 大きさ1200×1380×1810
油量1150 L 絶縁油中に含まれるPCB含有量 6.5mg/kg
- （2） 計器用変圧変流器（VCT）1台 総重量2800kg 大きさ1200×1380×1810
油量1150 L 絶縁油中に含まれるPCB含有量 5.7mg/kg

（業務の内容）

第6条 運搬業務の内容は、前条の低濃度PCB廃棄物の運搬（受け渡し場所から処分業務を行う施設まで）とする。

（廃棄物の受け渡し）

第7条 第5条に掲げる低濃度PCB廃棄物の受け渡し場所は、新潟県村上市岩崩地内（三面発電所）とする。

- 2 低濃度PCB廃棄物は、受注者が準備する収集運搬車両上へ積込を行う。
- 3 収集運搬車両への積込は受注者が行い、積込においては、三面発電所内の天井クレーンを使用することが出来る。クレーン付属車両を使用する場合は受注者側にて手配すること。PCB廃棄物の保管場所は天井クレーン可動範囲外のため、初めにテーブルリフト等で天井クレーンの可動範囲にまで移動、その後、天井クレーンでトラックに積み込むことを想定している。収集運搬車両は4t車での出入りを想定しており、過去の作業経験上、10t車での出入りは厳しいと予想される。
- 4 三面発電所の天井クレーン、道路幅等は以下のとおり。
 - （1） 三面発電所 天井クレーン仕様
 - ア 型式 クラブトロリ式天井クレーン
 - イ 主巻 つりあげ荷重 80t
 - ウ 補巻 つりあげ荷重 25t
 - （2） 三面発電所シャッター幅 3450mm

(3) 道路幅 約 4700mm

5 運搬時の廃 PCB 等の環境中への流出を防止するため、適切な防護措置を施すこととし、この措置に必要な資機材は受注者側にて準備すること。

(低濃度 PCB 廃棄物の搬出可能日等)

第 8 条 前条第 1 項の受け渡し場所から産業廃棄物を搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

(1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日とする。

(2) 搬出時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時とする。

(3) 構内作業により、搬出作業を制限することがあるため、契約締結後、速やかに搬出日を打合せること。

(業務管理)

第 9 条 業務提携により受注した場合は、入札代表者が工程管理を行い、発注者と調整を行うこと。

(関係法令の遵守)

第 10 条 受注者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)(以下「廃棄物処理法」という。)及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

(安全管理)

第 11 条 受注者は、処分業務の履行にあたり労働基準法(昭和 29 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(運搬の変更)

第 12 条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第 13 条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受注者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(故障事故報告)

第 14 条 受注者は、運搬業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第 15 条 受注者は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ているものとする。

2 受注者は、低濃度 PCB 廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に絶縁油等が脱

落、飛散しないよう万全の処置を講じるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 第7条に掲げる受け渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立ち入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

4 受注者は、発注者から受託した第6条に規定する業務を、他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

(資格を要する業務)

第16条 受注者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第17条 受注者は、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェストB2票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第18条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。